参考資料６

「石綿障害予防規則の施行について」

（平成17年3月18日基発第0318003号）

（抜粋）

第３　細部事項

２　第２章　石綿等を取り扱う業務等に係る措置

　(1)第３条関係

　　ア　第２項の「建築物又は工作物」とは、すべての建築物及び煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等の土地に固定されたものをいうこと。また、「建築物」には、建築物に設ける給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙の設備等の建築設備が含まれるものであること。

　　イ　第１項の「解体、破砕等」の「等」には、改修が含まれるものであること。なお、「改修」とは、建材を全面的に取り替える等の作業をいい、小規模な作業を含むものではないこと。

　(3)第5条関係

　　ア　第1項の「保温材、耐火被覆材等」の「等」には、断熱材が含まれるものであること。

　　イ　（略）

　　(ア)「石綿等が使用されている保温材」とは、石綿保温材並びに石綿を含有するけい酸カルシウム保温材、けいそう土保温材、バーミキュライト保温材、パーライト保温材及び配管等の仕上げの最終段階で使用する石綿含有塗り材をいうものであること。

　　(イ)「石綿等が使用されている耐火被覆材」とは、石綿を含有する耐火被覆板及びけい酸カルシウム板第二種をいうものであること。

　　(ウ)石綿等が使用されている断熱材とは、屋根用折版石綿断熱材及び煙突石綿断熱材をいうものであること。

　(4)第６条関係

　　イ　吹き付けられた石綿等には、石綿をその重量の0.1％を超えて含有するロックウール吹付け材、バーミキュライト吹付け材及びパーライト吹付け材が含まれるものであること。